# 府県情報通信部等の位置及び内部組織に関する規則 （昭和二十九年国家公安委員会規則第八号）

#### 第一条

府県情報通信部（県情報通信部を含む。次条において同じ。）、多摩通信支部及び方面情報通信部の位置は、当該管区警察局長、東京都警察情報通信部長又は北海道警察情報通信部長が定める。

#### 第二条

府県情報通信部及び方面情報通信部に、次の四課を置く。

#### 第三条

通信庶務課においては、次の事務をつかさどる。

###### 一

通信関係業務の企画及び調整に関すること。

###### 二

通信用機材の整備に関すること。

###### 三

前二号に掲げるもののほか、他課の所掌に属しない事務に関すること。

#### 第四条

機動通信課においては、次の事務をつかさどる。

###### 一

通信施設の運用に関すること。

###### 二

機動警察通信隊に関すること。

###### 三

通信施設の保守に関すること（通信施設課の所掌に属するものを除く。）。

#### 第五条

通信施設課においては、次の事務をつかさどる。

###### 一

通信施設の保守の計画に関すること。

###### 二

通信施設の新設及び改修に関すること。

#### 第六条

情報技術解析課においては、次の事務をつかさどる。

###### 一

犯罪の取締りのための情報技術の解析に関すること。

###### 二

通信の安全の確保に関すること。

#### 第七条

多摩通信支部に、次の二課を置く。

#### 第八条

機動通信課においては、第四条各号に掲げる事務をつかさどる。

#### 第九条

通信施設課においては、第五条各号に掲げる事務をつかさどる。

#### 第十条

千葉県情報通信部の通信に関する事務を分掌させるため、成田国際空港通信支所を置く。

##### ２

成田国際空港通信支所は、千葉県成田市に置く。

# 附　則

この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。

# 附　則（昭和三二年四月一九日国家公安委員会規則第一号）

この規則は、昭和三十二年五月二日から施行する。

# 附　則（昭和三三年三月二九日国家公安委員会規則第二号）

この規則は、昭和三十三年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和三八年三月三〇日国家公安委員会規則第二号）

この規則は、昭和三十八年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和四一年三月三一日国家公安委員会規則第二号）

この規則は、昭和四十一年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和四二年六月一日国家公安委員会規則第二号）

この規則は、昭和四十二年六月一日から施行する。

# 附　則（昭和四八年四月一二日国家公安委員会規則第二号）

この規則は、昭和四十八年四月十二日から施行する。

# 附　則（昭和五〇年三月二〇日国家公安委員会規則第一号）

この規則は、昭和五十年四月二日から施行する。

# 附　則（昭和五一年五月一〇日国家公安委員会規則第二号）

この規則は、昭和五十一年五月十日から施行する。

# 附　則（昭和五三年四月五日国家公安委員会規則第二号）

この規則は、昭和五十三年四月五日から施行する。

# 附　則（昭和五三年七月一日国家公安委員会規則第六号）

この規則は、昭和五十三年七月一日から施行する。

# 附　則（昭和五四年四月四日国家公安委員会規則第四号）

この規則は、昭和五十四年四月四日から施行する。

# 附　則（昭和六一年四月五日国家公安委員会規則第三号）

この規則は、昭和六十一年四月五日から施行する。

# 附　則（平成六年六月二四日国家公安委員会規則第一五号）

この規則は、平成六年七月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年三月三一日国家公安委員会規則第一〇号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一三年三月三〇日国家公安委員会規則第八号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一六年四月一日国家公安委員会規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成三一年四月一日国家公安委員会規則第五号）

#### 第一条（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。